

22 高治林第 1026 号
平成 23 年 1 月 6 日

各 林業事務所長 様

治山林道課長

治山林道必携（委託業務設計積算編）の一部改正について（通知）

治山林道必携（委託業務設計積算編）の調査・設計業務の積算基準に関する業務費の構成を土木部の改正に併せ、下記のとおり一部改正を行いました。

記

1. 改正内容

別添新旧対照表のとおり

1) 共通事項

治山事業又は林道にかかる事業の調査・測量・設計等を外注する場合の
取り扱い要領

- ・ 第 4 調査業務の積算基準 調査業務費の構成
- ・ 第 6 設計業務の積算基準 設計業務費の構成

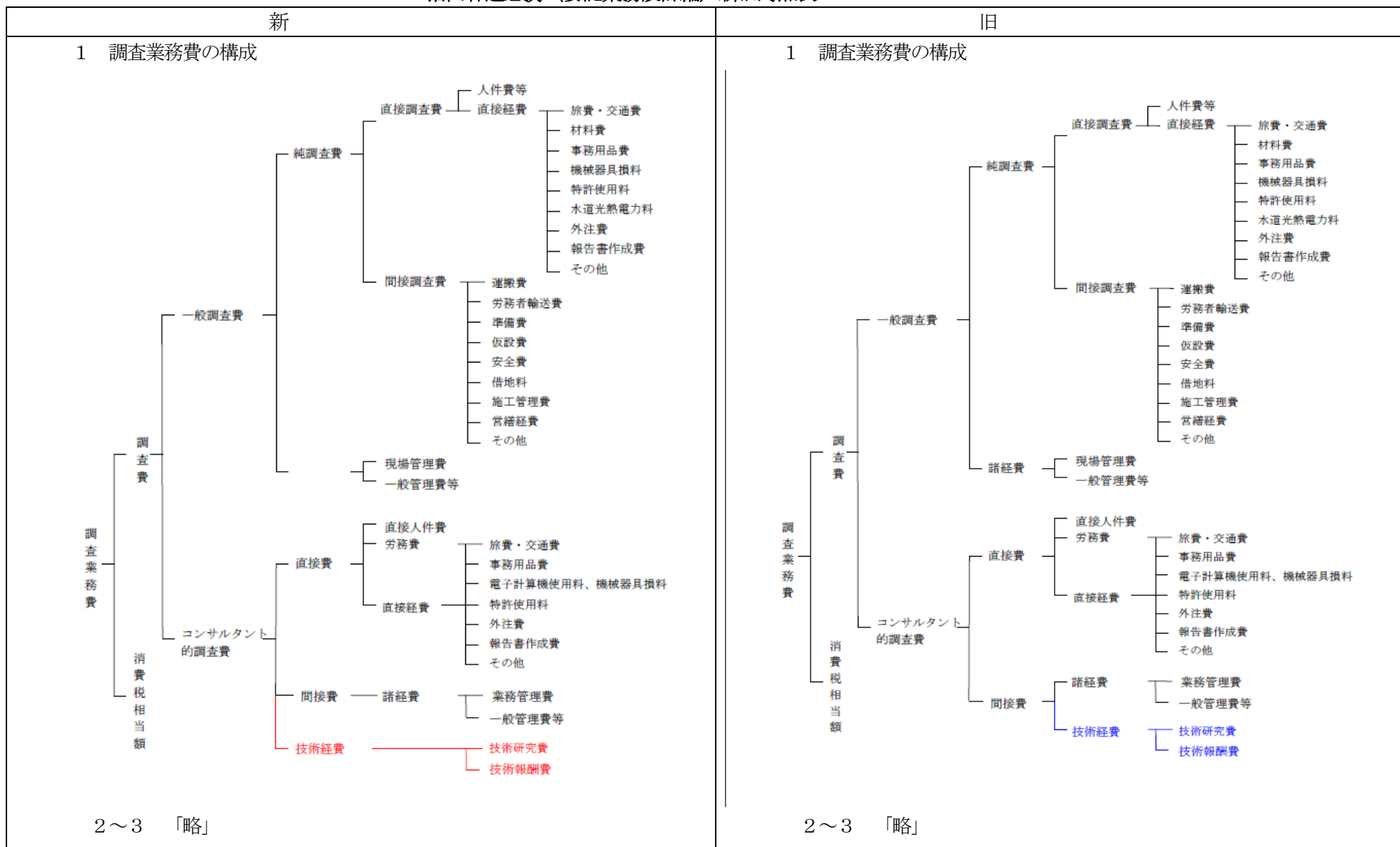
2. 適用

平成 22 年 10 月 1 日以降の設計積算に係るものから適用。

治山林道必携（委託業務設計編）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">共通事項</p> <p>治山事業又は林道に係る事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取り扱い要領</p> <p>第1～第3 「略」</p> <p>第4 調査業務の積算基準 第2の1の調査業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">共通事項</p> <p>治山事業又は林道に係る事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取り扱い要領</p> <p>第1～第3 「略」</p> <p>第4 調査業務の積算基準 第2の1の調査業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。</p>

治山林道必携（委託業務設計編）新旧対照表



治山林道必携（委託業務設計編）新旧対照表

新	旧
<p>第5 「略」</p> <p>第6 設計業務の積算基準 第2の3の設計業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。</p> <p>1 設計業務費の構成</p> <pre> graph LR A[設計業務費] --- B[設計費] A --- C[消費税相当額] B --- D[直接費] B --- E[間接費] D --- D1[直接人件費] D --- D2[労務費] D --- D3[直接経費] D3 --- D3_1[旅費・交通費] D3 --- D3_2[事務用品費] D3 --- D3_3[電子計算機使用料及び機械器具損料] D3 --- D3_4[特許使用料] D3 --- D3_5[外注費] D3 --- D3_6[報告書作成費] D3 --- D3_7[その他] E --- E1[諸経費] E1 --- E1_1[業務管理費] E1 --- E1_2[一般管理費] E --- E2[技術経費] E2 --- E2_1[技術研究費] E2 --- E2_2[技術補償費] </pre> <p>2～3 「略」</p> <p>別表 技術者の資格区分 「略」</p>	<p>第5 「略」</p> <p>第6 設計業務の積算基準 第2の3の設計業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。</p> <p>1 設計業務費の構成</p> <pre> graph LR A[設計業務費] --- B[設計費] A --- C[消費税相当額] B --- D[直接費] B --- E[間接費] D --- D1[直接人件費等] D --- D2[労務費] D --- D3[直接経費] D3 --- D3_1[旅費・交通費] D3 --- D3_2[事務用品費] D3 --- D3_3[電子計算機使用料及び機械器具損料] D3 --- D3_4[特許使用料] D3 --- D3_5[外注費] D3 --- D3_6[報告書作成費] D3 --- D3_7[その他] E --- E1[諸経費] E1 --- E1_1[業務管理費] E1 --- E1_2[一般管理費] E --- E2[技術経費] E2 --- E2_1[技術研究費] E2 --- E2_2[技術補償費] </pre> <p>2～3 「略」</p> <p>別表 技術者の資格区分 「略」</p>